



## 未熟児養育医療制度について



### 1 養育医療の対象

出生体重2,000グラム以下などで、医師が入院して養育することが必要であると認めた乳児(0歳児)を対象として、養育医療指定医療機関に入院した場合、養育に必要な医療費の給付を行います。

### 2 医療費の給付

養育医療費は直接医療機関に支払われます。乳児と同世帯である扶養義務者全員の市町村民税額に応じた自己負担額を算出しますが、田村市乳幼児医療費より支払うため、実質上のお支払いはありません。

社会保険加入の方は「乳幼児および児童医療費受給資格登録」の手続きが必要です。

### 3 申請の手続き

田村市子育て支援センター窓口にて、次の①～⑥の書類をそろえて申請してください。

#### 【必要書類】

①養育医療給付申請書

②養育医療意見書（主治医に記入してもらう）

③世帯調査（対象児の生計同一世帯員全員）

④対象児が加入する健康保険の記号番号等が確認できるもの

※対象児のマイナンバーカードや資格確認書等がまだ発行されていない場合は、扶養義務者（対象児が加入する予定の）加入保険が確認できるものをお持ちください。

⑤乳幼児及び児童医療費受給資格証（社会保険加入者のみ）

⑥市町村民税を証明するもの（世帯調査に記入された方家族全員）

1) 赤ちゃんの生まれた日が 1月1日～6月30日の時 → 前々年分の課税証明書

2) 赤ちゃんの生まれた日が 7月1日～12月31日の時 → 前年分の課税証明書

※ただし、税情報の取得に同意いただける場合の「同意書」を記入していただければ、⑥の書類を省略できます。

